学校給食用物資単価契約書（案）

大和高田市（以下「発注者」という。）と、　　（以下「受注者」という。）とは、学校給食用として供給する学校給食用物資について、下記のとおり単価契約を締結する。

記

１　件名　　令和９年１月納品分学校給食用物資（青果物）納入
２　契約期間　　令和９年１月１日　～　令和９年１月３１日
３　契約保証金　　免除
４　契約条項　　裏面のとおり
５　品名・規格
　　及び単価金額

本契約の証として本書を２通作成し、発注者及び受注者が押印の上、各自その１通を保管する。

令和　年　月　　日

発注者　　大和高田市大字大中９８番地４
　　大和高田市
　　大和高田市長　　堀　内　大　造

受注者

契約条項

（総則）

第１条　学校給食の意義、役割から、その重要性に鑑み、受注者は学校給食用物資の取り扱いに留意し安全で衛生的かつ新鮮、良質な学校給食用物資を納入するものとする。

（学校給食用物資の発注及び納入）

第２条　発注者は受注者に対し、原則として納入日の３日前までに数量を確定し、発注する。

２　受注者は、契約期間中、発注書に記載した物資を納入日に発注者が指定した場所へ納入しなければならない。

第２条の２　学校臨時休業措置に伴う学校給食休止期間における特例として、学校へ納入予定であった学校給食用物資を納入できず、業者において保管している物資は引き続き給食再開まで保管するものとする。

（学校給食用物資の検収）

第３条　受注者は、物資を納入しようとするときは、納品書を提出し、検収を受けなければならない。

２　発注者は、前項の規定による納品書を受理したときは、速やかに学校給食用物資の品質及び数量を検収しなければならない。

３　検収の結果不良品があるときは、受注者は当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日時までに良品を納入するものとする。この場合において、前２項の規定を準用するものとする。

４　発注者は、検収に合格したときは、該当する学校給食用物資の引渡しを受けるものとする。

（危険負担）

第４条　前条第４項の引渡しを受ける前に生じた学校給食用物資の亡失、損傷等は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第５条　学校給食用物資納入後、発注者において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する日時までにこれを良品と交換するものとする。

２　前項の場合において、受注者が交換等に応じる期間は、検収が完了し、発注者が引渡しを受けた後、学校給食用物資を調理し児童生徒へ提供することが出来るまでとする。

（契約金額の支払）

第６条　受注者は、検収が完了し、引き渡しを完了した学校給食用物資の１月分の（ただし、第２条の２に該当する場合にあっては、保管月分を納入月に）契約金額を取りまとめ請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定に基づく適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に、契約金額を支払うものとする。

（契約の解除等）

第７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　受注者の責めに帰すべき理由により納入日又は変更納入日内に物資を完納しないとき、若しくは完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　受注者又はその代理人その他の使用人が検収を妨げたとき。

(3)　受注者又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(4)　受注者又は受注者の役員について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、この契約を継続することが適当でないと認めるとき。

(5)　前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量を乗じた額の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

３　第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、既納の学校給食用物資があるときは、発注者は、その代価を支払って、当該物資の全部又は一部をその所有とすることができる。

（受注者の解除権）

第８条　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約内容の変更等）

第９条　発注者は必要があるときは、契約内容を変更し、又は学校給食用物資の納入を中止することができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第１０条　契約の締結後において、経済事情の変動その他の予期することのできない特別の事情により契約金額が著しく不適当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額を変更することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１１条　受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第１２条　受注者は、業務上知り得た秘密を他に利用し、又は他人に漏らしてはならない。

（疑義等の決定）

第１３条　この契約について、疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。